

平成 17 年 第 1 回

高森町議会 1 月臨時会会議録

平成 17 年 1 月 12 日 開会



高 森 町 議 会

1 月 1 2 日 (水)

平成17年第1回高森町議会臨時会（第1号）

平成17年1月12日

午後 3時03分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

1 番 宇藤 敬君

2 番 白石 博昭君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成17年1月12日

至 平成17年1月12日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
1月12日（水）	本会議	

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更）

日程第4 議案第1号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	総務課長兼務
教育委員会事務局長	廣木富八君	収入役室長	岩下昭久君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
企画財政課長補佐	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午後3時03分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） それでは、会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いします。町長
藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 改めまして、おめでとうございます。

本日は、平成17年第1回高森町議会臨時会を開くに当たりまして、一言ご挨拶
を申し上げます。

議員の皆様には、輝かしい希望に満ちあふれた新春を健やかにお迎えのことと、
心からお喜びを申し上げるところでございます。旧年中は町政の様々な分野にわたり
まして、議会の皆様の温かいご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。ここに新春を迎え、高森町の一層の躍進を期してまいりたいと心新たにいた
しているところでもございます。

さて、現在、新年度予算の編成を行っておりますけれども、国が進める三位一体の
改革の内容が未だ明確にならない現状にありまして、大変厳しい状況下で作業を行
っているところでもございます。しかしながら、これを乗り切り、本町の一層の発
展と町民生活の向上に今後とも精一杯の努力を傾注してまいりる覚悟をいたしてお
ります。

今時、臨時会におきましては、専決処分の承認を求めることについて、一般会計
補正予算について、合わせて2件のご審議をお願いを申し上げるものでございま
す。諸議案の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じま
すが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご決議を賜りますよう重ねてお願い
を申し上げます。

どうか本年も変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方に
とりまして、幸せ多い年になりますよう心からお祈りを申し上げ、挨拶とさせてい
ただきます。よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成17年第1回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 宇藤 敬君、2番 白石博昭君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1月12日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第3 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 明けましておめでとうございます。私、昨年12月13日に総務課長を拝命いたしました。行財政厳しい中ではありますが、今後ともがんばっていきますので、どうぞ議員の皆様方、よろしく願いをいたします。

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

この専決処分は、今月15日に山鹿市と鹿本郡4町が合併し、新しい山鹿市として誕生することに伴いまして、熊本県市町村総合事務組合を組織します構成団体の解散による脱退加入であり、また、共同処理する事務を変更するものであります。県下同文議決案で早急に申請事務を行う必要があり、専決処分をいたしております。

慎重にご審議の上、ご承認いただきますようお願いをいたしまして、ご説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第1号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第1号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第1号で提案をいたしました平成16年度高森町一般会計補正予算第8号についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、昨年の相次ぐ台風、強風、豪雨によります災害が発生し、12月に災害査定が行われました。公共土木施設、農地林道の災害復旧事業と農作物に被害を受けた農家に対する減収補填のための利子補給費の補正と、それに伴います債務負担行為の設定でありまして、総額で1,834万1,000円の増額補正を行うこととなりました。これを現予算と合算いたしますと、46億6,093万7,000円となります。

それでは、説明をさせていただきます。5ページの債務負担行為は、平成16年度台風被害対策資金の利子補給であり、平成17年度から平成19年度までの3年間において、総額4,282千円を設定するものです。

また、以下歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。9ページ、災害復旧費負担金は、農地災害・施設災害に係る受益者負担金であります。また、災害復旧費国庫負担金は追加事業に伴い増額をしております。なお、災害復旧費国庫負担金は、事業費総額の66.7%が交付されます。

10ページに、農林水産業費県補助金は、台風災害対策に伴う県補助金を計上いたしております。また、災害復旧費県補助金は、林道・農業災害復旧に係る県補助金を計上しております。町債に今回計上しておりますけれども、災害復旧に係る起債の増額補正であります。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。11ページ、農業振興費は、野

菜等の農作物被害を受けた49名の方々に対する減収補填のための利子補給でありまして、来年度以降、債務負担行為の設定をいたしております。また、公共土木施設災害復旧費は、昨年12月に災害査定を受けた戸狩川1件を復旧するものであります。

12ページ、農地等災害復旧費は、農地4件、施設2件を復旧するもので、作付期間までの間に復旧の必要があり、今回、計上しております。林道災害復旧費は、林道赤羽根線に係るものであります。なお、災害復旧事業につきましては、早急に対応し、町土の安全確保を図ることといたしております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。どうかご審議いただき、ご決定を賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

今、公共土木施設災害復旧費の河川災害が2件ですが、戸狩川1件ですか、これ、河川災害2件と書いてあるけども、あと1件。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 先ほど、うちの方からの町長に対します資料不足でちょっと件数が抜けておりましたので、ご訂正方お願いしたいと思います。戸狩川、合わせましてそれと草部の川原戸川です。芹口部落の下の方にございます河川になります。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） じゃあ、2件ですね、わかりました。

それからあわせて聞かせていただきます。今回、補正予算組んでございますけれども、補正予算の意義を企画財政課長さん、補正予算はどういう場合に組むのか、それを教えてください。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えいたします。

補正予算につきましては、当初、事業を精査して計画するわけでございますけれども、その間に内容の変更等があった場合に組む補正予算と当初、予期されない出来事に対しまして、予備費からの充当ということも考えられますけれども、時間的な関係等がある場合、余裕がある場合につきましては、こういった補正予算等で対応す

るというふうに私の方は理解しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、わかりました。補正予算がいつもいつも審議されておりますと、補正予算の意義というものを随分忘れがちになったり、軽く扱われたりいたします。3月には当初予算を組むわけですから、当初予算を基本として考えていく中において、今、企画財政課長さんが言われたとおりであるというふうに考えますが、12月の定例議会において災害復旧工事の補正予算を組みました。それも12月の定例議会において採決をいたしました。私は、議会運営委員会に所属しておりますので、議会を開催するに当たっては、12月6日から10日までというところで開かせていただいております。私が今まで13年間議員をやっている中において、以前は、12月中旬以降に12月の定例議会を開いておったわけですが、しかしながら、12月末が御用納めということで、事務的なことがあまりにも煩雑過ぎるといけないということで、議会の方としてはなるべく12月上旬に議会を開催し、事務方が議会で承認された事案、案件について、スムーズに処理できるようにと、その時間をとらせるために早めに12月の定例議会は開いておったというふうに私は今でもそういうふうに思っております。ですから、前回の12月の定例議会についても、そういうつもりで議会運営委員長さん方達と協議をして開いていただいたつもりであります。12月定例議会に出ました災害復旧工事というのは、緊急かつまたは復旧の必要があるから急いでということであったというふうに思うんですが、12月議会で提案された災害復旧工事は議会で承認したのち、入札に至るまでの期間が長すぎた気がいたします。今回も災害復旧工事が出ておりますが、要するに、こういうふうに予算が通ったら、事務方としては、どのぐらいの時間を要すれば、入札を開くことができるのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。建設課長さん。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 今回、補正しております金額、それからまた12月に補正をお願いしました両件、合わせまして50件程度ございます。12月、おっしゃいますように、私どもといたしましては、議会を早めに開いていただいて、早急ということで十分努力を重ねましたが、結果的には、業者の皆さん、それから関係各課の方にはですね、ご迷惑をおかけするような状況になりましたことは、誠に私自身の不徳の致すところだと深く反省しております。

12月に出しました件数が26件、それからちょうど議会終了後、20日から2

2日までの3日間に16件の災害査定を受けております。その災害査定を受けます中でも写真撮りとかということで、その期間、時間を費やしたのも事実でございますし、また、今回の補正の中に入札残と合わせまして、戸狩川の金額不足というような状況も発生しておりますが、制度的に、初めに、見積もりを出す時に、総合単価といいますか、被害総額を捻出する場合と実際、それを今度、査定を終わりました、そのあとにします実施設計、この設計書のはじき直しというのに件数が多かったということで、本当に言うのは申し訳ありませんが、最善を尽くして、最終的には、27日の入札をお願いするような状況になったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 事務の方もですね、去年みたいに災害が非常に多い年の場合は仕方ないということも言えると思いますが、総務課長さんの方にお伺いをいたしますけれども、町条例の中で、入札の契約規定がございますが、そもそもその契約規定については、落札の日から1週間以内に契約をするというふうになっておるわけですね。それをできないという場合については、事前にということになっているようでありますが、契約ができない時には、大体業者側の方から町の方に言うてくるわけですね。そういうふうなことが、要するに、町条例の中にはうたってございます。しかしながら、今回のように、27日に入札をいたしますと、それから1週間以内、28、29、30、31、1、2、3ということで大体3日ぐらいがタイムリミットになってくるわけですね。あえてそういうふうな契約の仕方というのは、私としては、業者に対しても失礼である。今、建設課長もそういうふうに言われましたけれども、失礼であったんじゃないかなと思いますけれども、町条例にこの場合について、1週間以内に契約できた業者が本当にあったのかどうかということは、総務課長の方で確認がとれると思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えをいたします。

年末の入札でございましたし、年末年始がはまるというのも認識はしておりました。その中で、議員さんおっしゃったとおり、1週間以内に契約書を作成することでございます。その中におきまして、保証会社等の日程をお尋ねしましたところ、年が明けてからは4日からの営業ですということございました。契約書案を業者さんにお渡しをして、保証が受けられるまでに3、4日かかるということ

で、契約の日をそれじゃあ7日にしようということで、7日までに保証会社の保証、または保証金の納入というふうな指示を私の方からしました関係で、この1週間というのがちょっとずれ込んでしまいましたが、これはあくまでも私達も業者さんの身になった場合、年末に発注いたしまして、安心して新年を迎えていただきたいという気持ちもございましたので、そういう不規則なことになったことは大変申し訳なく思っております。

今後は、例規の見直し、それと入札時期の考慮、事業がどうしても年末にしてほしいということでございましたので、そういうふうな変則的なことをやりましたけれども、今後はそういうものも含めて、検討をさせていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、総務課長が言われたとおり、そうであったというふうに私は調べてはおりませんけれども、おそらく物理的に不可能であったろうなと思いました。27日に入札をいたして落札をしてもですね、結果、保証協会の審査、また保証協会の証明書を発行するまでの間の期日、考えますと、その間は官公庁は休んでおりますから、すべての面においてやっぱり歯車がかみ合わない状況であったんじゃないかと思います。そうすると、やっぱり高森町の条例の中にもあるように、落札の日から1週間以内というような条件にはすべての業者が今回の入札については、間に合わなかったような気がいたしております。

ですからこそ、先ほど言ったように、12月6日から議会を開いて、12月10日に終わらせたわけですね。そういうことがあるからこそ、12月10日に終わらせたわけで、従来ですと、12月10日に終わったあとに、すぐ作業に移っていただくか、12月10日までにずっと作業は順次やっっていながら、並行して進ませながら、議会終了後、速やかにそういうような入札をしないと、こういう問題が出てくるわけですから、今から先、出てくることを仮定して、入札の契約規定を変えろとかいう日にちをまた変更するとかいうことじゃなくして、この条例にある1週間というのは、あくまでも守る形でそれに沿うような入札の仕方を今後は考えていただかないと、私は今回の場合については、条例違反であったというふうに認識をいたしておりますから、今後、そういうことのないように、よろしく願いいたしますし、今回の災害の補正予算についても、おそらくこの予算は通ると思いますが、速やかに3月の年度末までに終わるような入札の仕方と発注の仕方をやっていただかんと、今までが、議会の方でいろいろ審議をしても、入札までの期間が長すぎる

わけですね。建設課だけじゃございません。農林振興課についても一緒でございます。いろいろと今まで問題が出てきておりますから、やはり議会でそれなりの保証根拠をした場合については、速やかに入札をするような形をとっていただくと、このような条例違反を執行部が自ら犯してしまうということになります。町民の皆様にもやっぱり法律規則は守っていただくということでやっておるわけでございますから、執行部がそれを自分の方から破るような形のやり方というのは、今後慎んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時会に提案されました全議案を議了いたしました。

なお、次期議会日程など議会運営につきましては議会運営委員会に、また、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会に、行財政改革につきましては行財政改革特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、企業等誘致特別委員会、行財政改革特別委員会

にそれぞれ付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成17年第1回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成17年第1回臨時会

平成17年1月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111